

それから、12ページでございますけれども、今、見てまいりました給付総額と拠出総額を比べる方法でございますけれども、賃金上昇率によって異時点間の2つの価値を換算していたという方式でございます。ここでA：賃金上昇率による換算方式というのですが、そのほかに異時点間の価値を換算する方法としては、B：運用利回りを使う方法、C：物価上昇率による換算方法、D：単純に累計していく方法、このようないくつかの考え方があろうかと思われますので、それぞれのケースについてもここでは結果を記してございます。

厚生年金の場合、A方式が、先ほど見ていただいた結果であったわけでございますけれども、B方式、これは運用利回りによる換算方式で、賃金上昇率による換算方式の場合、賃金上昇率を2%と見ておりますが、運用利回りによる換算による換算方式の場合には、その換算率が3.25%ということにここではなるわけでございまして、その換算率が高くなりますと、この倍率は低くなり、1.4倍というものになっております。

また、物価上昇率による換算方式は1%と見ておりますけれども、これはAのケースよりは換算率が小さくなりますので、その分、倍率は高くなり3倍になります。

また、単純累計方式は、これはある意味で換算率を0と見ているのと同じでございまして、4.2倍ということになるということで、換算率が小さいほど倍率は大きくなる、換算率が大きければ倍率は小さくなるというものでございます。以上が給付と負担の関係でございます。

それから、次に15ページは、厚生年金の保険料率の上限を現行水準13.58%の率に固定した場合、あるいは年収の15%を上限とした場合の給付水準の調整割合を計算したものでございます。上の箱ですが、国庫負担割合が1/2の場合で、およそ32%程度一挙に名目年金額を削減しなければならないという調整割合が出てまいります。また、国庫負担が1/3の場合には、一挙におよそ37%程度名目年金額を削減するという結果になります。

また、保険料率の上限を年収の15%とした場合には、国庫負担割合を1/2とした場合におよそ26%程度、1/3の場合で32%程度一挙に名目年金額を削減しなければならないという結果になってございます。

それから、16ページからは、厚生年金における基礎年金拠出金の財政規模でございます。ここでは給付水準維持方式と保険料固定方式の実績準拠法、将来見通し平均化法の3つのケースにつきましてその結果を記してございます。給付水準維持方式の場合でございますが、この左の太い四角で囲まれている部分でございますが、基礎年金拠出金の保険料率換算は対総報酬で平成17年度には3.8%でありますものが、平成72年度（2060年度）には7.1%に上昇するという結果になってございます。

それから、実績準拠法のケースでは、基礎年金拠出金の保険料率換算は3.8%から72年度の6.3%に上昇します。給付が調整されますので、その分だけ対総報酬に対しては、先ほどの給付水準維持方式よりは低くなっているということでございます。

将来見通し平均化法の場合には、最終的に給付水準は実績準拠法よりも若干高くなりますので、その分だけ基礎年金拠出金の保険料率換算が72年度で6.4%と高い水準になっているということでございます。

次は、「短時間労働者に厚生年金の適用を拡大する場合の対象者数の推計」ということで、これは以前、第17回の年金部会で一度御報告させていただいたところでございますが、そのときにはまだ平成13年の公的年金加入状況等調査がまとまっていたところでございまして、今回は平成13年公的年金加入状況等調査を取り入れまして推計いたしております。

結論でございますが、週の労働時間が20時間以上の者に厚生年金を適用拡大するといったしますと、

312万人程度の拡大が見込まれます。そのうち1号被保険者から2号被保険者になる者が122万人、3号被保険者から2号になる者が131万人、非加入からなる者が59万人と、このような内訳になっております。この非加入でございますけれども、20歳未満又は60歳以上の者のみをここで非加入といたしております。20歳から59歳の者は1号に含めているということでございます。

また、週の労働時間が20時間未満で、かつ年収65万円以上の人を含めるという場合には、この20時間未満かつ65万円以上に相当する人は93万人おりまして、1号から来る人が36万人、3号から来る人が39万人、非加入から来る人が18万人いるということでございます。

それから、これらの者の厚生年金の財政に与える影響を非常に粗い試算でございますが、給付維持方式のケースですが、まず個人ごとに見てみると、これらの新しく適用になる者の総報酬月額をどのようにみなすかということにつきまして、そのみなし方で若干財政影響が異なってまいります。総報酬月額を5万円とみなした場合には保険料収入の増は13.9万円になります。これに対しまして厚生年金の支出増分は17.2万円になるということで、支出増の方が大きいということになるわけでございます。それから、現在のこれらの対象者の平均収入を8万円とみなしますと、保険料収入が22.2万円、厚生年金の支出増分が21.6万円ということで、ほぼ收支が同程度という状況でございます。それから、平均収入を10万円とみなしますと、保険料収入が27.7万円、厚生年金の支出増分が24.6万円ということになりまして、若干の収入増ということになるわけでございます。

これをマクロで見ますと、週所定労働時間20時間以上の者を適用基準とする場合には、つまり312万人への適用拡大を仮定したという場合には、5万円の場合で1,000億円の支出増、8万円の場合で収入と支出が同程度、10万円の場合で1,000億円の収入増という結果になってございます。

年収65万円以上の人も適用するというケースでも、ほぼ同じ結果になってございます。また、保険料固定方式の場合につきましても同じような結果になっております。以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。やや、盛りだくさんな内容でございましたけれども、早速でございますが、今の説明につきまして、どの点でも結構でございますので、質問あるいは意見ございましたらどうぞ。高橋課長、何かございますか。

○ 高橋総務課長

少し補足をさせていただきます。資料の最初の世代間の負担の関係でございますが、これは要求があった資料に対するお答えでありますけれども、もう10年以上議論が続いた話でありますから、私どもは事務局というより行政庁として手短にお話し申し上げたいのですけれども、私どもはこの資料にいくつかメッセージを込めております。

1つは、世代間の負担給付比率についてですが、これは先ほど説明申し上げましたように、割引率に使う数字によってどんどん数値が変わるので、絶対値の数字、何倍であるかという数字の議論をすることはあまり意味がないのですけれども、いずれにしても高齢者の方ほど負担に対する給付の倍率は高くなるということで、これは否めない事実であります。ただ、高齢者ほど高い年金を受けているのではないかという非常に大きな誤解があるということでございまして、これは全く誤りであるということを申し上げておきます。1枚目の大きい資料をご覧いただきますと、左側の真ん中、三角形がついておりますそのすぐ下に、「厚生年金の平均年金月額」、小さい字で書いてありますけれども、年齢別に5歳ずつ65歳から80歳まで切ってますが、平均年金額はほぼ同じです。ですからこの集団の中でも年齢が高いほど倍率は高いわけですけれども、年金額はほぼ同じだと、そういう制度の歩みをしてきているのだということについて十分御理解を賜りたいと思います。

それから、2番目のメッセージとして、この倍率は年金制度の中の給付と負担の倍率です。年金制度というのは社会全体の子どもによる親の扶養の中の一部で、今はほとんど占めていますけれども、その中の装置の1つということです。昔は年金制度は存在していないわけですから、全体の扶養の形態の中で公的な扶養（年金による扶養）というのは非常に大きいウエイトになってきたということでありまして、年金制度の中だけで議論していると、年金制度の外にあった大きな扶養の形態の変化をすっかり忘れているということになるわけでありまして、そこをよく見ないといけません。つまり、もし倍率だけで議論すれば、少し言葉が激しいですけれども、歴史観のない、全く歴史を踏まえない議論に陥ってしまうということでありまして、そこは過去50年間の年金制度の歴史をもう一回よく考えていただきたいし、あるいは社会全体の扶養の歴史を考えていただきたいということがメッセージの2つ目でございます。

3つ目は数字によりますけれども、払ったものは戻ってくるということは数字でご覧いただいたとおりであります。

4番目のメッセージとしては、やや技術的な議論に入っていきますけれども、私どもが申し上げたいのは、給付水準維持方式と保険料固定方式の下における実績準拠と将来見通し平均化法を並べておりますが、年齢別で見ますと、高い年齢の方は倍率を変えようがありません。といいますのは、既に保険料負担の期間が終わっているからです。ですからこの倍率を変えていくということは給付にどう踏み込むかという話しか残っておりません。保険料を今さら取り直すことはできるはずはありません。

それから、若い方、例えば-10歳、-20歳ということになれば、この辺の数字はほとんど動きません。これは長期均衡の計算上は、制度が成熟しきった状態ですので、この辺の数字はあまり変わりないということで、もしいろいろなやり方でその倍率を見ていくということになれば、影響度は、かなり高齢の方と将来の受給者の真ん中、まさに今ここにいる我々の年代の倍率がどのように変わるのがという議論になるということはひとつ御理解を賜りたいと思います。これを御覧になりますとおわかりになるとおり、先ほど御説明申し上げましたように、調整のスピードの速い平均化法は一番倍率の変化が変わることでございまして、これはもちろん保険料の上げ方と給付水準のマクロスライドをどのようにかけていくかという話になるのですけれども、年齢的には、60、50、40のところに影響が大きく出てくるというのはその数字を見ておわかりになると思います。私ども特に言いたいのはその4点でございます。

#### ○ 宮島部会長

わかりました。それでは、どうぞ、矢野委員。

#### ○ 矢野委員

最初の世代間の負担と給付の関係について、この中に説明されているとおり、保険料負担額には事業主負担分が含まれていないという前提での比較になっているわけです。御承知のとおり、事業主負担分は、人件費の一部であり、それがいわゆる月々払われる賃金、あるいは賞与と同じものであるかどうかについては、いろいろ議論があるのですけれども、給付のもととなる投入は労使が拋出しているわけで、それが厚生年金保険料というものであります。したがって、比較をする場合には事業主負担分も含めた倍率の比較を検討をすべきだと思います。

最近、私どもが伺う前に新聞紙上に、2.2倍とか2.1倍というような数字が踊っておりまして、これは甚だしく誤解を招きやすいものではないかと思っております。どういう事情であののような情報が漏れたのかわかりませんけれども、やはり投入に対する産出といいますか、事業主負担分も含めた比較をすべきだと思います。現に平成11年版の年金白書、これは厚生労働省がつくったものでありますけれども、それでは事業主負担分も含めた比較が行われているわけでありまして、そうした連続性という観点から

も急にここで比較方法を変えて、あたかも見た目の数字がよくなるようなことは誤解を招くのではないかということを指摘しておきたいと思います。

歴史的背景というもので、要するに社会保障制度というものが、介護保険もそうですけれども、家族でやってきたことを社会化していくという方向に動いてきているわけで、これは労使ともにそういうことを是として今日までやってきたわけあります。そのこと自体は非常に重要なことだと思っておりますが、単純に比較することの妥当性というものについてはいろんな議論が出てきてもいいと思いますけれども、やはり最もわかりやすい数字上の比較によって事実を伝えていくということは国民に対するメッセージだと思いますので、このところはきちんとしていただきたいと思います。

それから、保険料率を現行水準、あるいは15%とした場合の給付水準の調整割合ということで、極めて単純化されたカット率が出されているのですが、これも甚だ誤解を呼びやすいと思います。将来見通し平均化法で試算しますと、72年度（2060年度）で保険料率が20%で、基礎年金拠出金の保険料率が6.4%ということは、もしこの部分が税方式化すれば、保険料は20.0%マイナス6.4%の13.6%でいいと理解できるのではないかと思います。ですからシミュレーションする以上は、前提条件を少なくとも何種類か設けて、国庫負担割合が3分の1から2分の1になった場合はどうなるか、2～3通りの数字が出てきてしかるべきではないかと思います。基礎年金を税方式化すれば、その分、社会保険料は引き下げてもいいですから、それはある意味では大事なメッセージだと思います。保険料は上がる、税も上がるというのでは納得を得られないと思います。

それから、短時間労働者の問題ですが、数字については、今までよりもより精緻な数字が提出されたと思っております。405万人ということでございますが、いろいろな背景事情があり、必ずしも経済団体の会員であるかないかということとは関係なしに、会員でない団体もたくさんあるわけですが、いろいろ私どもなりに調査をいたしますと、例えば日本百貨店協会とか日本チェーンストア協会などいくつかの団体があるのですが、そこで大体220～230万人の対象者がいるということです。大分前にお話した外食産業、日本フードサービス協会の傘下では、150万人でありまして、両方合わせて370～380万人の対象者がいるわけで、これが現実に適用対象になった場合に経営上の問題に直面するだけでなく、雇用の問題に本当に響いてはしないだろうかという大変強い危惧を持っているわけでございます。議論する場合には、ぜひそういう現場の実態、300～400万人が対象となる現場の実態をよく知った上で、事実を認めた上で議論を進めていく必要があると思います。

そういう観点からしますと、例えば未納・未加入者の問題の抜本的解決を図るとか、任意適用事業所のフルタイム労働者への適用の在り方なども検討しまして、先にやるべきことをやった上で慎重に検討すべきだと思います。少し意見も交えましたが、資料についての指摘は以上にしたいと思います。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。ほかにいかがでございますか。

○ 杉山委員

いくつかコメントをさせていただきたいと思います。ちょうど私は1965年生まれになりますが、単純に資料のとおりにはならないと思います。これだけの負担で、これぐらいの給付なのだなというようにこの数字など見て、これぐらいならいいかと感じるわけなのですけれども、では本当にこれが給付を受けられるのかということになってきますと、また変わるものではないかと思います。例えば、65歳から本当にもらえるのだろうか、67歳から支給するという話も出てきたりしているのを考えますと、若者世代はどうもこれで納得ができるかというと、難しいのではないかと思うわけです。若い人们ちは、これまで培ってきた日本の経済発展のところで生きているんだよと言えば、そのことは十分承知もしているし、

働くということで頑張るとは思いますけれども、であれば、こちらも納得してもらうための努力はいろいろ必要であろうと思います。例えば、国は基礎年金を3分の1から2分の1にしますと約束をしているわけですから、それは国もやっぱり守るべきではないかと思います。

そのようにすることを見せて、それで納得してもらうということが必要だらうと思うのと同時に、例えば高度経済成長のときというのは、すごくポジティブで、今日より明日、明日より明後日はすごくすばらしい日本が待っているのだという中で頑張ってこられたと思うのですけれども、今はどうかといいますと、家のローンだ、教育費だというように経済的負担に追われながら、それでリストラの恐怖に喘ぎながら残業して働くという状況の中で保険料を負担をしているという現実もやはり見逃せないと思います。これを年金でどう対応するかということは難しいかと思うのですが、「現役世代の負担が過重なものにならないように配慮するとともに、次世代育成支援策の拡充などを図り」と書いてあるように、次世代育成支援対策法もできましたし、男性を含めた働き方の見直しというものがそうした過重な負担感を変えていく1つの手だてになるのではないかと思っております。

もう一つあるのですけれども、常々現場において感じることなのですけれども、例えば同じ条件で、同じように保険料を納めている20代、30代でも、親の経済状況によって暮らし方が全く変わってしまうわけです。例えば、我が子にすごくいい教育を与えたいというときに、自分の両親からの経済的援助を得られる人もいれば、そうでなくて本当に保険料で家計が圧迫されているような家庭もあるという格差がこれからどんどん広がっていくのではないかという危惧が少しあります。

その辺の若い世代の高齢者への仕送り分をどう是正していくのかということもこれからは考えていく方がいいのではないかと思っています。それは何よりも同じチャンスが与えられて、自分の力を活かして、いくらでもサクセストーリーが描けるような、様々なチャンスが与えられるような制度の緩やかさみたいなことが必要なのかというふうに思います。以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。

○ 近藤委員

先ほど数理課長と総務課長から資料の説明いただいたのですけれども、7ページをあけていただきたいのですけれども、②から①を引いた数字は、1935年生まれで5,100万円、1945年生まれで4,500万円、1955年生まれで4,500万円、1965年生まれで4,800万円、1975年生まれで5,400万円、1985年生まれで6,400万円、1995年生まれで7,700万円となります。世代間の損得論が出ているのですけれども、年金制度というのは相互扶助の中でやっているわけで、各世代において、この試算によればほとんど変わらない額が制度の中で補助されているわけです。ですから倍率だけの議論、数字というのは意図的に変えればいくらでも変えられるということは先生方から教わったことですけれども、実際的に補助される額というのはこの試算でいけばほとんど変わらない。

ただ、問題なのは、基礎年金の国庫負担割合が1／3の場合、ここでの数字を見てみると、1945年生まれの方を引き算すると1,100万なんですけれども、1975年生まれの方は500万になっています。ところが国庫負担が1／2ですと、それが1,100万、1,100万、ほとんどバランスがとれているんですね。ですから国庫負担は1／2に早く持ていかないとこのバランスというのはとれないのではないかでしょうか。この数字を見て感じました。ですから数字というのは割り算だけではなしに引き算もやってみる必要があるのではないか。余計かもしれませんけれども。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは小島委員。